

村上市景観計画

概要版



～目 次～

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 村上市の景観
- 第3章 良好的な景観の形成に関する方針（景観法 第8条 第3項）
- 第4章 良好的な景観づくりのための行為の制限（景観法 第8条 第2項 第2号）
- 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法 第8条 第2項 第3号）
- 第6章 屋外広告物の制限に関する事項（景観法 第8条 第2項 第4号イ）
- 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法 第8条 第2項 第4号ロ、ハ）
- 第8章 計画の実現に向けて

平成31年4月
村上市

第1章 計画の策定にあたって

「村上市景観計画」は、本市の景観の現況を把握し、景観形成に関する基本的な考え方や景観づくりの手法等を示すとともに、計画実現に向けた方針やルール等の必要な事項を定め、市民・事業者・行政等の協働により、村上らしい魅力ある景観を後世へ引き継いでいくことを目指すものです。

第2章 村上市の景観

(1) 美しい豊かな自然環境



山林景観（朝日山地）

(2) 市街地の歴史的なまち並み



城下町の「山当て」

(3) 生活に根差した集落の景観と生業
なりわい



田園風景（牛屋）

(4) 河川や海岸、街道による美しい景観軸



河川の軸（三面川）

(5) これまでの取り組み・活動



住民の手作業による出格子製作（塩谷）

第3章 良好な景観の形成に関する方針

（景観法 第8条 第3項）

【景観づくりの目標像】

美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち

【基本理念】

- 私たちは、ブナの森やクマタカが飛ぶ風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、清流と四季折々の草花が織りなす風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、夕日が映えるはまなすの丘や笛川流れの風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、城下町のまち並みや宿場町の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、地域の生活文化に根差した集落の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、歴史と文化が醸し出す風景をいつまでも輝かせます。

【美しい景観づくりの視点】

- (1) 良い景観を守り創り、悪い景観を直し防ぐ
- (2) 村上らしさを磨き、育てる
- (3) 地域に根差した“本物”的景観づくり
- (4) 市民主体の景観づくりと行政の先導的支援

	既存	新規
良い景観	守る	創る
悪い景観	直す	防ぐ

■景観計画区域（景観法 第8条 第2項 第1号）

本計画の対象となる景観計画区域は村上市全域とし、①一般市街地区域、②村上駅前区域、③瀬波温泉区域、④お城山眺望景観保全区域の4つの「市街地区域」と、⑤田園・農村区域、⑥海岸・漁村区域、⑦森林・山村区域の3つの「自然環境区域」に区分します。

さらに、特に重点的・先導的に景観形成に取り組むべき地区を「重点地区」として指定します（8地区）。

【景観計画区域における景観形成に関する方針】

① 一般市街地区域

緑豊かで落ち着きのある市街地景観の形成



② 村上駅前区域

村上の玄関口にふさわしい、賑わいと風格が感じられるおもてなし景観の形成



③ 濱波温泉区域

村上を代表する温泉地として、潤いと安らぎを与えるおもてなし景観の形成



④ お城山眺望景観保全区域

“お城山”を望むシンボル通りの形成



⑤ 田園・農村区域

豊かな自然と故郷が感じられる田園景観の形成



⑥ 海岸・漁村区域

日本海が育む自然・歴史・文化が感じられる海岸景観の形成



⑦ 森林・山村区域

四季折々の雄大な自然が感じられる森林・山村景観の形成



【重点地区における景観形成に関する方針】

1 旧武家町地区

村上城下町の旧武家町の雰囲気が感じられる景観の保全・継承



2 旧町人町・寺町地区

村上城下町の町人町・寺町として栄えた伝統的なまち並み景観の保全・継承



3 岩船地区

北前船により栄えた港町・漁師町としての歴史が感じられる景観の保全・継承



4 濱波地区

濱波大祭の舞台にふさわしい、風情あるまち並み景観の保全・継承



5 海老江地区

北前船により栄えた湊町としての歴史が感じられる景観の保全・継承



6 塩谷地区

浜街道の宿場町として、また北前船の寄港地として栄えた湊町の歴史が感じられる景観の保全・継承



7 猿沢地区

出羽街道の宿場町としての歴史が感じられる景観の保全・継承

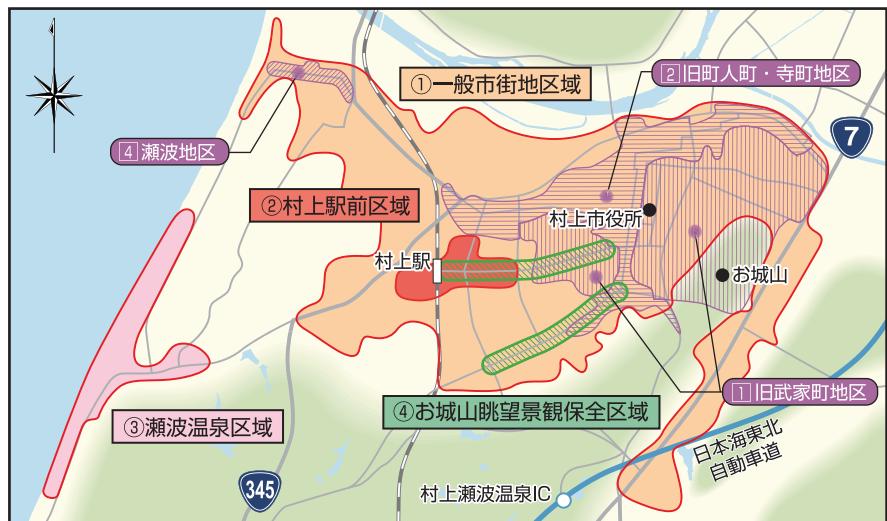


8 小俣地区

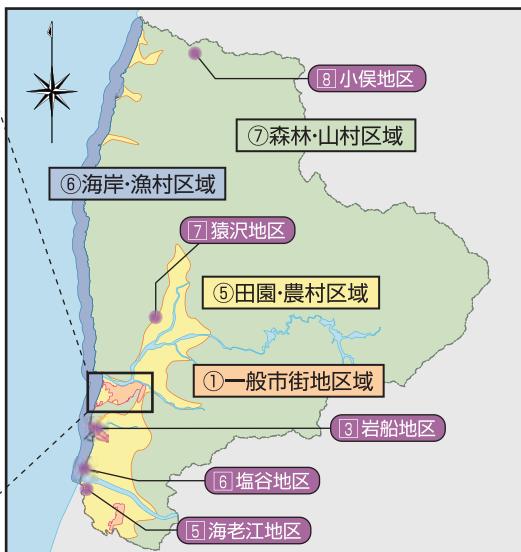
出羽三山詣で賑わった宿場町としての歴史が感じられる景観の保全・継承



【景観計画区域】



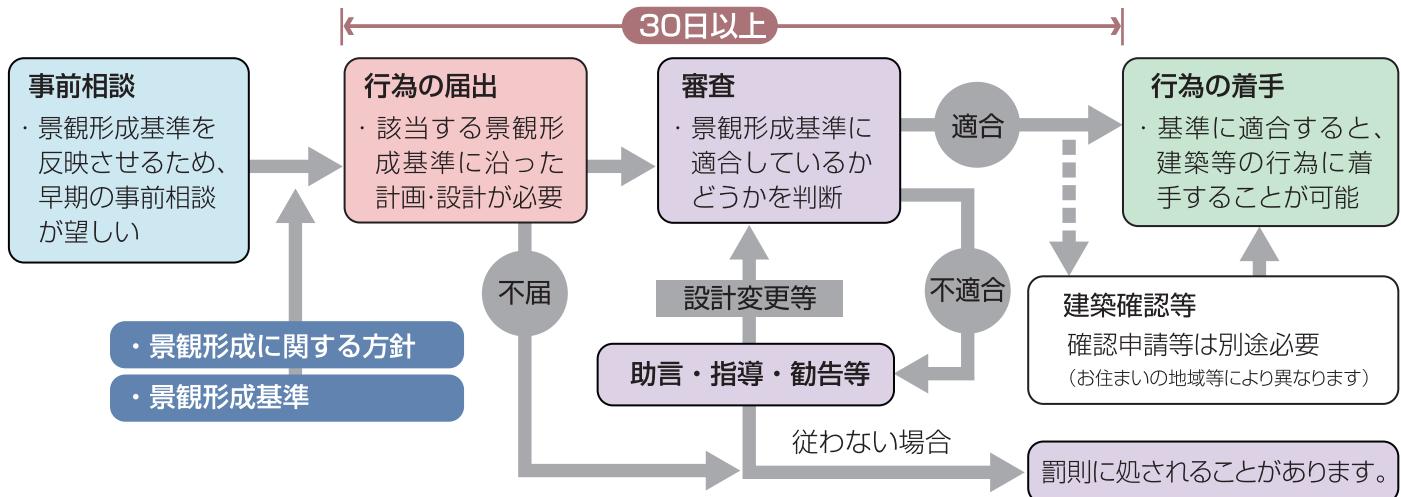
※詳細については、「村上市景観計画」をご覧ください。



景観形成行為（下表）を行う際には、各区域・地区の「景観形成に関する方針」及び「景観形成基準」に沿った計画・設計に努め、行為着手の30日以上前の届出が必要になります。届出内容が景観形成基準に不適合と判断される場合には、助言・指導・勧告等による景観誘導を図ります。

なお、なるべく早期の段階での届出や、必要に応じて事前相談を行うことが望まれます。

■行為の届出から着手までの流れ ※行為の規模等により、届出が不要となる場合があります。



■届出の対象となる行為

以下の行為を行う場合には、あらかじめ届け出が必要になります。

景観形成行為		一般市街地区域 村上駅前区域 瀬波温泉区域	海岸・漁村区域 田園・農村区域 森林・山村区域	重点地区（8地区）
① 建 築 物	新築、増築、改築、移転	■延べ面積 100 m ² 以上。		■延べ面積 10 m ² 以上。
	修繕、模様替え、色彩変更等	■上記で、公共用地等に面する各壁面若しくは屋根面の 1/2 以上のもの。		■上記で、公共用地等に面する各壁面若しくは屋根面の 1/4 以上のもの。
② 工 作 物 ※1	新築、増築、改築、移転	■高さ 10.0m 以上。		■高さ 1.0m 以上。
	修繕、模様替え、色彩変更等	■上記で、公共用地等に面する外観の 1/2 以上のもの。		■上記で、公共用地等に面する外観の 1/4 以上のもの。
③開発行為		■面積 500 m ² 以上のもの。		
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採等		■切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 30m 以上のもの。		
⑤木竹の伐採		■土地面積 300 m ² 以上。	■土地面積 1,000 m ² 以上。	■高さ 7.0m 以上。 ■長さ 10.0m 以上。
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積		■高さが 3.0m 以上のもの。 ■堆積に係る土地の面積が 300 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの。		
⑦水面の埋立て又は干拓		■面積 1,000 m ² 以上。		
⑧特定照明※2		■以下のすべてに該当するもの ・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの。 ・特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更。 ・照明期間が 60 日以上のもの。		

※1 届出の対象とする工作物は、建築基準法に規定されているものとします。

※2 特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。

届出の対象外 となる行為	■建築物・工作物	：設置の期間が60日を超えない仮設建築物・工作物、 容易に望見できない場所につくられる建築物・工作物 など
	■木竹の伐採	：除伐・間伐・整枝等の通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、農林漁業を営むために必要な木竹の伐採 など
	■その他	：他の法令による許可等を受けて行う行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為 など

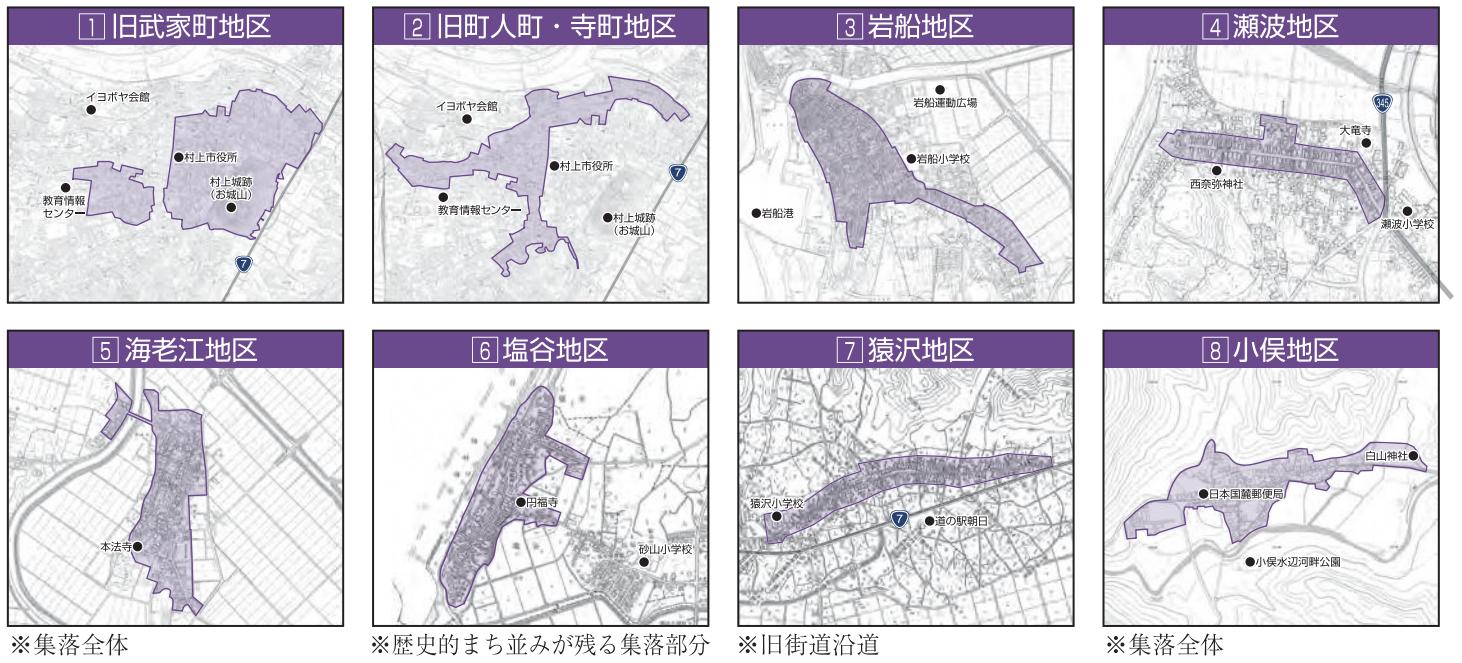
各区域・地区的景観形成基準 ※抜粋 各景観計画区域及び重点地区の特性に応じた景観形成基準を定めます。

項目	区域・地区	一般市街地区域 ※1	村上駅前区域 ※1	瀬波温泉区域	海岸・漁村区域	田園・農村区域	森林・山村区域	重点地区（8地区）※詳細は地区ごとに異なります
	基本的な考え方	●まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しない。 ●建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮。 ●建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。 ※1 [お城山眺望景観保全区域]と重複する区域 ●沿道の建物高さの統一や工作物等の集約により、通りからお城山への眺望景観を確保。						●地区の伝統的な様式を基調としつつ、個々の建築物の用途や特性等と合致したものとする。 ●「規模・輪郭」は以下に掲げる基準を基本とし、周辺景観との調和を遵守。 ●「形態意匠」は個々の建築物の用途や特性等に配慮し、可能な限り基準に倣うように努める。 ●基準内容を機械的に取り入れるのではなく、建築物全体のデザインについて総合的に判断し、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないように配慮。 ●魅力的な地区景観を創出するため、個別協議を行うことを基本。
規模・輪郭	配置	・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮。	・高層となる場合、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるよう努める。		・周辺景観や自然環境との調和に配慮。		・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮。 ・隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 ・前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設けるように努める。（旧武家町）	
	高さ	・原則13m以下。 ※公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。	・原則25m以下。 ・原則A地区(海岸側)で40m以下、B地区(市街地側)で30m以下。	・原則13m以下。			・原則13m以下。 ※公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。	
	屋根形態	・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。			・できる限り勾配屋根とし、周辺の自然景観との調和に配慮。		・伝統的な屋根形態を基本。 (寄棟・切妻・入母屋造の平入、下屋の設置(旧武家町)、切妻造の平入(旧町人町・寺町・瀬波) (切妻造の妻入、通りに面する部分は平入の下屋(塩谷、猿沢)、切妻造の妻入又は平入(岩船、海老江、小俣)等) ・適度な軒の出やケラバの出を有するものとする。	
建築物	屋根の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 推奨色：明度4.0以下、彩度2.0以下 禁止色：彩度6.0以上		・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 推奨色：明度4.0以下、彩度2.0以下 禁止色：彩度4.0以上			・地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用。 ・黒系、いぶし銀又は暗褐色系。 推奨色：明度4.0以下、彩度2.0以下 禁止色：彩度4.0以上	
	外壁の素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮。 推奨色：色相10R～5Y 明度3.0～8.0 彩度4.0以下 禁止色：彩度6.0以上	・周辺建物との調和に配慮。 推奨色：明度3.0～8.0、彩度4.0以下 禁止色：彩度6.0以上	・周辺建物との調和に配慮。 推奨色：色相10R～5Y、明度3.0～6.0、彩度4.0以下 禁止色：色相10R～5Yは彩度6.0以上、それ以外の色相は彩度4.0以上			・板張、塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるもの。 ・板張の場合は茶・黒系又は生地色等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系。 推奨色：色相10R～5Y、明度3.0～6.0、彩度4.0以下 禁止色：色相10R～5Yは彩度6.0以上、それ以外の色相は彩度4.0以上	
	細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。	・主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出。 ・高層部では周囲に圧迫感を与えないように配慮。				・格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。 ・開口部はドア式の使用は極力避け、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用。	
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮。					・母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。 ・駐車スペースを設置する場合には、建築物と一体になった屋内駐車スペースや目隠しとなる緑化等の修景に努める。	
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮。					・道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は隠し等による修景に努める。	
	緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。	・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。	・道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。		・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。	
工作物	門・垣・塀・柵	・まち並みの連続性や周辺との調和に配慮。			・周辺の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。		・建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。 ・生垣の設置を基本とし、困難な場合は竹・木質系の塀を設置。（旧武家町）	
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。					・周辺景観との調和に配慮し、広告物の素材・デザイン・設置位置等を工夫するように努める。	
	その他	・周辺景観との調和に配慮。					・周辺景観との調和に配慮。	
その他の行為	盛土・切土	・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめ、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。						
	緑化	・道路等の公共の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮。			・駐車場や法面・擁壁等では緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。			
	ゴミ集積所	・ごみ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。						
	照明	・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮。		・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限し、周辺の建築物や自然景観等への影響が最小限となるように留意。				
	土地の開墾・土石の採取、鉱物の掘採等	・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめ、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とする。		・緑化等により周辺景観との調和に努める。				
	採取・採掘	・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮。		・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。				
	木竹の伐採	・地域に潤いを与えていたる屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努める。	・皆伐はできる限り避け、既存樹木の保全・活用に努める。		・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努める。			
	土石・廃棄物、再生資源等の堆積	・堆積の高さはできる限り低くし、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意。		・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。				
	水面の埋立て又は干拓	・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮。		・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。				
	特定照明	・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮。		・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意。				

※詳細については、「村上市景観計画」をご覧ください。

表中の赤字は数値基準を表したものです。

【重点地区詳細図】



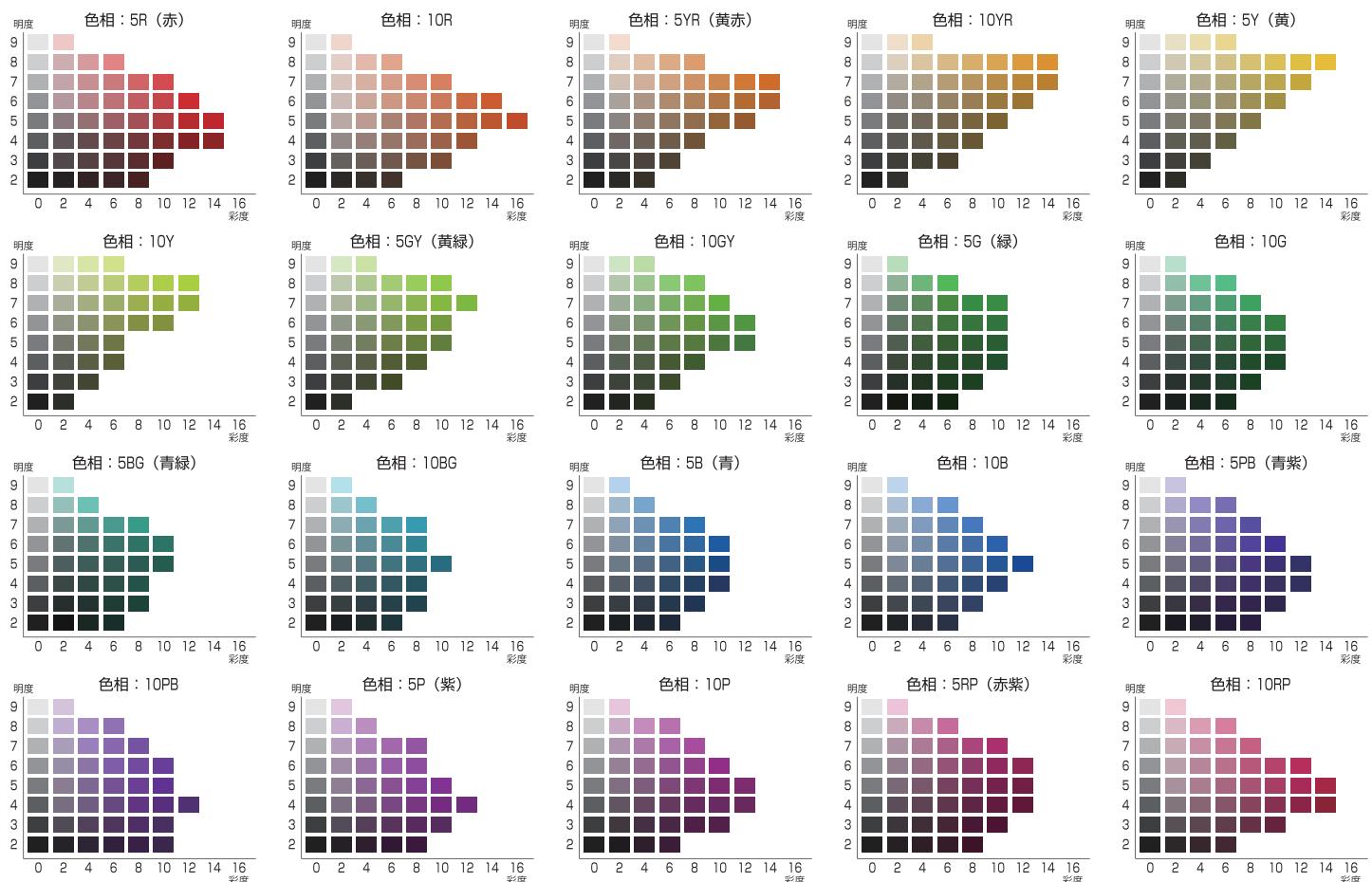
【色彩基準について】

色彩を表す尺度として、色相、明度、彩度という3つの属性の組み合わせによる「マンセル表色系」を使用します。

【色相】 色合いの違いを表します。R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)とその中間色のYR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)の計10種と、その度合いを0~10で組み合わせ、5R、10YRのように示します。

【明度】 色の明るさの度合いを表します。0~10の数値で示し、小さいほど暗く、大きいほど明るくなります。

【彩度】 色の鮮やかさの度合いを表します。0~16の数値で示し、鮮やかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。白・黒などの無彩色は0となります。



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法 第8条 第2項 第3号)

歴史的意義を持つ建造物や市民に親しまれている樹木など、景観上重要な建造物及び樹木を「景観重要建造物」、「景観重要樹木」に指定し、保全を図ることにより、村上らしい特徴的な景観の保全・形成を目指します。

第6章 屋外広告物の制限に関する事項

(景観法 第8条 第2項 第4号イ)

屋外広告物は、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、周辺景観への影響が極めて大きいことから、建築物等の行為の制限と併せた一体的な景観行政が求められます。今後は、本市の実情に応じた屋外広告物の規制誘導について県との調整を図り、「(仮称)村上市屋外広告物条例」の制定を目指します。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法 第8条 第2項 第4号ロ、ハ)

良好な景観形成を図る上で特に重要な公共施設については、景観重要公共施設に位置づけるとともに、整備に関する方針や許可の基準について定めます。

■景観重要公共施設の選定基準

- ・村上らしい自然、歴史、文化、風土等の特色を示す公共施設の区間又は区域
- ・市民や来訪者が頻繁に利用し、又は親しまれ、景観上特に重要な公共施設の区間又は区域など

【景観重要公共施設として位置付ける公共施設】



第8章 計画の実現に向けて

■景観形成を支援する取り組み

(1) 重点地区に対する支援

- ① 優良な建築物等に対する助成制度
- ② 優先的な景観整備

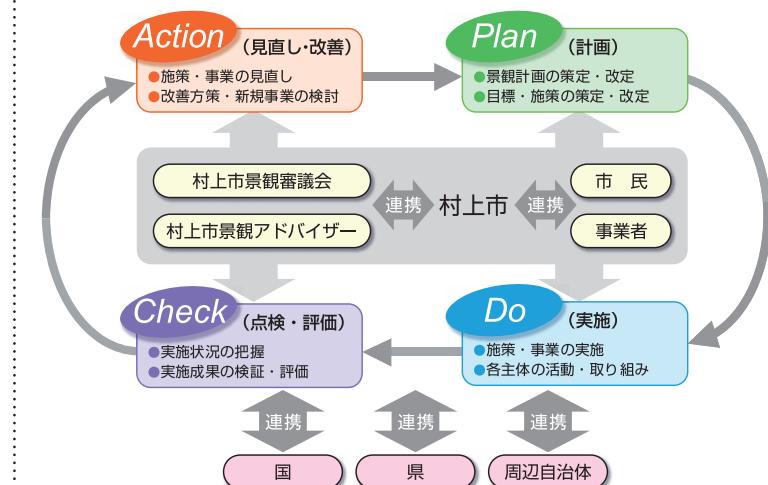
(2) 普及・啓発

- ① 市報やホームページによる情報発信
- ② パンフレットやポスターによる意識醸成
- ③ 景観に関する相談窓口

(3) 人材育成

- ① 出前講座等の景観教育・学習
- ② 景観アドバイザー等を育成する講習会の開催検討
- ③ 地域の景観づくりを担うリーダーの育成

■推進体制と進行管理



お問合せ先 村上市都市計画課 建築住宅室 ☎ 0958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

TEL : 0254-53-2111 (内線5311) FAX : 0254-53-3840 E-mail : tokei-kj@city.murakami.lg.jp